

中国税務速報

2013年7月22日

●1 「労務派遣行政許可実施弁法」の公布改定

人力資源・社会保障部が6月20日付で、「中華人民共和国労働契約法」、「中華人民共和国行政許可法」等の法律に基づき、「労務派遣行政許可実施弁法」を公布しました。

当該弁法により、労務派遣業務に従事しようとする者は、人力資源・社会保障行政部門に行政許可を申請しなければなりません。労務派遣単位は子会社を設立し派遣業務を經營する場合、子会社がその所在地の行政機関に行政許可を申請することができ、支店を設立し派遣業務を經營する場合、書面で派遣単位の所在地の行政機関に報告すると共に、支店がその所在地の人力資源・社会保障行政部門に届出を提出しなければなりません。また、当該弁法が施行する前に労務派遣業務を經營する単位は、新たな労務派遣業務を經營する前に、労務派遣行政許可を取得しなければならないことを明確にしました。

更に弁法に基づき、労務派遣会社の定期報告が義務化され、毎年3月31日までに前年度の労務派遣事業状況報告書を許可機関に提出しなければならないと規定しました。

当該弁法は2013年7月1日より施行されることとなります。

http://www.gov.cn/flfg/2013-06/21/content_2430867.htm

●2 「養老機構管理弁法」、「養老機構設立許可弁法」の公布について

民政部は6月28日付で、「養老機構管理弁法」、「養老機構設立許可弁法」を公布し、養老機構の設立、監督管理、法的責任などを規定しました。

当弁法により、当初の募集案と同じ、養老機構を設立するには、専門管理人員、技術人員及び服務人員を整備する必要があり、ベッド数を10床以上を備えなければなりません。また、内資の養老機構が所在する県レベル以上の人民政府民政部門に対して設立を申請することができますが、外国の独資または合弁・協力により養老機構を設立する場合、所在地の省レベルの人民政府民政部門または委託された区を設置する市レベルの人民政府民政部門に申請しなければなりません。

なお、本弁法が施行される前に設立された養老機構が本弁法の規定に基づき関連する手続きを行う必要があり、設立条件に満たさない場合、本弁法の施行後の1年以内に改善するべきです。

当該弁法は2013年7月1日より施行されることとなります。

<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/fvfg/shflhshsw/201306/20130600480076.shtml>

<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/fvfg/shflhshsw/201306/20130600480075.shtml>

●3 「北京市社会保険納付基数の改定」の公布

北京市人力資源社会保障局が、6月17日付で「2013年社会保険納付基数に関する通知」を公布しました。

人力資源社会保障局の統計情報によると、2012年度の北京市従業員平均年収は62,677元、平均月額賃金は5,223元でした。2013年度全市従業員平均賃金に基づき計算される事項は、全て新基準に基づき執行することになります。

そのうち、社会保険納付基数の上限は当市の前年度の従業員月額賃金の300%、即ち15,669元と定められました。基本養老保険、失業保険に加入している従業員は、社会保険納付基数の下限を、当市の前年度の従業員月額賃金の40%、即ち2,089元と決めました。基本医療保険、労災保険、生育保険

に加入する従業員は、社会保険納付基数の下限を、当市の前年度の従業員月額賃金の70%、即ち3,536元と決めました。

http://www.bjld.gov.cn/xwzx/zxfbfg/201306/t20130618_28575.htm

●4 増値税一般納税者の認定について

国家税務総局は2013年6月21日付で、「増値税一般納税者資格認定に関する公告」（国家税務総局公告「2013」33号）を公布し、各増値税課税活動に従事する一般納税者資格の条件を明確にしました。

当該通達により、「加工、修理修補、貨物販売」に従事している納税者は、財政部国家税務総局令第50令の第29条の「年間の課税売上が小規模納税者の標準を超えるその他の個人は小規模納税者として納税し、非企業性事業者及び経常的には課税行為が発生しない企業は小規模納税者として納税することを選択することができる。」という規定に従い、認定を受けることになります。一方、増値税改革の結果増値税課税役務に従事することになった納税者は、財税「2013」37号の添付資料1の第3条「課税サービスの年間売上が規定標準を超えたその他個人は一般納税者に属しない。経常的に課税サービスを提供しない非企業性単位、企業及び個人営業者は小規模納税者として納税することを選択できる」という規定に従い、小規模納税者の適用可否を判断します。また、「加工、修理修補、貨物販売」、「増値税改革により増値税課税役務」を兼営している納税者は、売上種類別にそれぞれ関連規定を適用することになります。

当該規定は2013年8月1日より施行されることとなります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12332345.html>

●5 「文化事業建設費の徴収について」

国家税務局は2013年6月28日付で、「営業税から増値税への改革における文化事業建設費の徴収に関する公告」（国家税務総局公告2013年第35号）を公布し、文化事業建設費の徴収に関する事項を明確にしました。

当該公告により、財綜「2012」68号通達の関連規定に基づき、文化事業建設費を納付する単位及び個人は、所轄税務機関へ情報登記及び申告を行う必要があり、68号通達の第三条により、文化事業建設費が免除される個人は申告を行う必要はありません。

当該規定は2013年8月1日より施行されることとなります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12339585.html>